

全商協発第 28 号
2022 年 7 月 1 日

地区遊商理事長 各位

全国遊技機商業協同組合連合会
会 長 中村 昌勇
(公印省略)

子供の事故防止に係る全日遊連の取組みについて

平素は、当連合会業務にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

表記の取組について、全日本遊技事業協同組合連合会より、別添の通り
文書が届きましたので、ご参考までにお知らせいたします。

以 上



全日遊連発第 102 号
2022 年 6 月 29 日

パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会
会 員 団 体 各 位

全日本遊技事業協同組合連合会
理 事 長 阿 部 恭 久



全日遊連の「子どもの事故防止」に係る取組について（ご参考）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

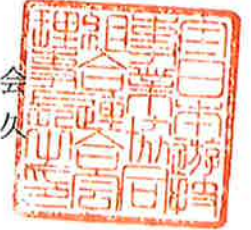
見出しの件について、本日、各都府県方面組合に別紙の通達文書を発出いたしましたので、ご参考までにお知らせいたします。



全日遊連発第 101 号
2022 年 6 月 29 日

各都府県方面遊協（連）
理 事 長 殿

全日本遊技事業協同組合連合会
理 事 長 阿 部 恭 久



子どもの事故防止「特別強化期間」（7月～8月）の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

全日遊連では、ホール駐車場等における子どもの事故防止へ向けた取組を継続的に推進しており、「車内放置防止対策マニュアル」を策定し周知するほか、遊技業界全体に協力を呼びかけ、取組の徹底を図っています。

特に、大型連休（ゴールデンウィーク）から10月までの半年間及び年末年始を子どもの事故防止「強化期間」とし、加えて特に高温下で熱中症発生のリスクが高まる7月から8月までを「特別強化期間」と定め、ホール駐車場における子どもの事故防止に向けた各種対策の更なる徹底をお願いしております。

今夏は全国的に気温が極めて高く、厳しい暑さの日が多くなると予測されています。

各都府県方面組合におかれましては、「特別強化期間」を迎えるに当たり、組合員ホールに対し、「子どもの車内放置防止対策」（別紙参照）及び「子どもの車内放置撲滅キャンペーン」（下記URL参照）の内容を改めて周知徹底されますようお願いいたします。

【参考】

- ホール関係4団体「子どもの車内放置撲滅キャンペーン」
専用ホームページアドレス <http://www.syanaihochi.com/>

以上

本件に関するお問い合わせは、渉外部渉外課までお願いいたします。

子どもの車内放置防止対策 ～事前予防と対策及び発見時の対応について～

1. 経営者・幹部が行うべき事前予防

子どもの車内放置防止対策としてもっとも重要なことは、事前予防を行うことです。ホール営業者および店舗責任者は、店舗において以下の事項が順守されているか定期的に確認し、防止対策を順守励行させるようにお願いします。

(1) 子ども連れでの入場のお断りの表示徹底

車内放置禁止または子ども連れでのホール入場禁止のポスター、立看板、懸垂幕をお客様の目に留まるように「駐車場入口」や「ホール入口」にはっきりと表示するように指示し、どこに表示しているか確認しておきましょう。

(2) 店舗責任者への啓発と意識づけ

店長会議など店舗責任者が集まる場で、事故防止への意識づけを定期的実施しましょう。自店で起きた場合に社会、業界、会社、店舗に与える影響をそれぞれ説明し、自らの問題と認識させ、業界団体で設定する「強化期間」等を利用してさらなる意識付けを行いましょう。

* 対策は年間を通じて実施するものですが、特にゴールデンウィークから10月までの半年間、および年末年始を車内放置事故防止策の「強化期間」、7月・8月の2か月間を「特別強化期間」に設定します。

(3) 定期的な駐車場巡回およびアナウンスの徹底

定期的な巡回および店内アナウンスの実施や、巡回点検用の日誌を用意しての記録および報告を徹底させましょう。巡回は1時間に1回以上、店内放送は、30分に1回を目安に行い、気温や時間帯によっては回数を増やす指示を出しましょう。

(4) 新聞折込みチラシ等広告宣伝での入場お断りの告知の徹底

新聞折込みチラシ等は、広く一般家庭の皆様の目に触れる身近な媒体です。チラシに一行文言を加えるだけで、ホールが子どもの事故防止に対し強く取り組んでいることを地域の皆様に広く知らせることができます。

(5) 共用駐車場について

スーパー等の施設との共用となっている駐車場については、現場の店長だけでは対処できないケースが予想されます。他の施設の経営者・管理者の方と十分な協議を行い、共同して適切な防止対策を図ることが必要となります。

2. 店長が行うべき対策

(1) 巡回方法、注意箇所等、マニュアル、装備品の準備

駐車場の巡回点検を実施していながら、車内放置を発見できずに事故に至るケースがあります。巡回点検を実施しても“車両を一目見る程度”では、“チャイルドシート”や“ベビーかご”の中で毛布や衣類を掛けられた状態の乳幼児を発見することは困難です。また、車内放置の発覚を恐れて、分かりにくい場所を選んで駐車するケースもあります。後述の「3. 巡回ポイントと発見時の対応」を参考に、自店での巡回経路や注意点検箇所を事前にマニュアル化し、実施者による差が出ないようにしておくことが必要です。

～ワンポイント～

※巡回の効率化を図るやり方として、確実にチェックした車両にはワイパー等に“啓発チラシ”を挟む等をすれば、点検済みであることが一目で判別できます。

※

ガラスを割る際の判断基準について、社内で事前に検討・共有をすることにより、救出判断に遅れが生じないようにしておきましょう。

(2) 定期訓練の実施

いざという時に冷静な対応ができるように、車内放置された子どもの状態が一刻の猶予も許されない「緊急避難」のケースや、店内放送で呼び出しを行っても保護者がすぐに名乗りでないケースなどを想定し、消防訓練と同様に定期的な訓練を行っておきましょう。点呼・朝礼等で注意喚起をするだけでなく、定期的な訓練を実施することで重要課題であることを従業員へ意識付けし続けることが大切です。

※応急措置を含む熱中症についての基礎知識の研修も合わせて行いましょう。

(3) 点呼・朝礼での注意喚起

屋外に駐車した密閉状態の車内温度は、日照や外気温の影響により、急激な変化を見せます。1時間に最低1回の「定期巡回点検」を基本に、当日の天候や駐車状況等に応じて回数や人員を増やすなどして早期発見に努めましょう。

(4) 巡回点検日誌等、実施状況の確認

責任者は、巡回点検用の日誌を用意し、駐車場の巡回およびマイク放送が決められた時間に確実に実施されているか確認しましょう。担当者は、巡回の都度、天候・駐車台数・特記事項・マイク放送時間等を日誌に記録し、責任者への報告と次の巡回担当者への引き継ぎを行きましょう。記録と報告は巡回点検の意識を高めるとともに、万が一事故が発生した場合には、行政当局が当日の状況を検証する際の重要なデータとなります。

(5) 組合・団体等への報告

ホール駐車場等の巡回中に「車内に放置された子ども」等を発見した場合やお客様等が発見しホールに通報した場合は、所属の各都府県方面組合または団体に報告して下さい。（下記「別紙」内「様式1（ホール用）」参照）

3. 巡回のポイントと発見時の対応

(1) 巡回点検時の装備品

緊急時に即対応できるように、下記の装備品を持って巡回しましょう。なお、不審者と間違われることのないように、専用ジャンパーを着用するなど従業員による巡回点検と分かるようにしましょう。

- ①携帯電話または無線機
- ②ハンマー（緊急時脱出用）
- ③ガムテープ
- ④大型の懐中電灯
- ⑤専用の腕章、ジャンパー等
- ⑥緊急連絡先カード（緊急連絡先、店舗名、住所、電話番号を記載）

～ワンポイント～

スモークガラス・着色濃度が高いフィルム装着車の車内点検には「懐中電灯」が効果的です。大型（単1形乾電池6本程度使用）の懐中電灯で照らせば車内の様子を確認することが可能です。巡回点検には昼夜問わず「懐中電灯」を必ず携帯しましょう。

(2) 巡回点検のポイント・注意点

駐車場巡回の際には次の点に注意して下さい。

- ①営業時間帯は最低1時間に1回は駐車場を巡回点検する。時期、時刻、地域など必要に応じて30分に1回の実施についても検討する。
- ②車内の状況を1台1台確実に点検する。駐車場の巡回点検を実施していながら車内放置を発見出来ずに事故に至るケースもあり、“車両を一目見る程度”では、“チャイルドシート”や“ベビーかご”の中で毛布や衣類を掛けられた状態
の乳幼児を発見することは困難であるほか、外部から見えない分りにくい場所に車を停車して放置する傾向があるので注意する。
- ③「スモークガラス・黒色フィルム装着車」等、外部から車内の状況が見えにくい車両は車内放置が行われるおそれが特に高いため、懐中電灯等を用いて確実に
車内を点検するなど、目と耳を十分に活用し確認する。
- ④「チャイルドシート装着車」では、乳幼児の場合、夏場であっても毛布や衣類を掛けて外から見えにくい状態で寝かされているケースがあることを念頭におき、確実に点検する。

(3) 子どもの車内放置を発見した場合

まず、意識確認を行うため、窓ガラスを叩くなどして反応の有無を確かめます。

A. 反応が無い場合

- ①子どもへの呼びかけを続けるとともに、直ちに店舗にいる最高責任者に報告し、110番通報と119番への転送確認をする。
※救出のための応援（スタッフ・近くにいるお客様）を求める。
- ②ホール内のマイク放送で車両ナンバー、車名(色を含む)を繰り返し放送し、当事者のカウンターへの呼び出しを行うとともに、当事者が現れない場合には、救出のために窓ガラスを割ることがありうることを事前に告知する。
- ③110番での指示を仰ぎながら、必要に応じて責任者立会いの下で窓ガラスを割って(下記「(4)閉ざされた車内からの救出方法」参照)、救出を行う。
- ④救出した子どもを安全な場所へ移し、電話で対処方法を聞きながら処置を行い、救急車の到着を待つ。

B. 反応がある場合

- ①子どもの様子を見守りながら、その時店舗にいる最高責任者に連絡する。
※定期的に声を掛け、万一反応が無くなったら上の手順A「反応が無い場合」に移る。
- ②ホール内のマイク放送で車両ナンバー、車名(色を含む)を繰り返し放送し、当事者のカウンターへの呼び出しを行う。
※当事者が現れた場合、厳重注意を行った上で退店を促し、必ず退店をスタッフが確認すること。
- ③10分以上放送を続けてもお客様が名乗り出ない場合、責任者の判断のもと、本部やエリア長などへの報告と110番通報を行う。

※「ガラスを割る行為について」

ガラスを割る行為の是非については、「緊急避難」に該当するかどうかは問われますが、基本的には子どもの様子から、緊急の必要性が認められるかどうか判断することとなります。「過剰避難」の批判を受けないためにも、A、Bにおける②③の措置を行う他、事前に社内で検討し判断基準について意思統一しておくことが重要です。

(4) 閉ざされた車内からの救出方法

- ①まず全てのドア(前後ドア、リアゲート)のロックを確認し、開いているドアがあればそこから進入する。
- ②全てのドアがロックされ、窓にも隙間が無い場合、放置されている子どもから最も遠いドアのガラスを割る。
- ③ガラスを割る場合、ガラスの端(角)を叩くと効果的に割ることができる。
- ④ガラスの飛散を防ぐために、まずガムテープで割る場所とその周囲を覆った上で、店舗備付けの緊急時脱出用ハンマーでガラスを割る。
- ⑤割った後は速やかにドアロックを開錠し、子どもを救出する。

様式1(事案報告書)

年 月 日

〇〇県遊技業協同組合 御中

子どもの事故未然防止事案報告書

ホール名			
ホール名及び所在地	〒 _____ (電話番号) _____		
発見者氏名 (※任意)	(ふりがな) _____ 殿 (男性・女性)		
	ホールとの関係	(一般客 ・ 従業員 ・ その他)	
事案発生日時、 被害者及び放置者	_____ 年 月 日 () 時 分 (天候) _____ (気温) _____ °C		
	被害者	(男・女) 年齢 歳	
		(男・女) 年齢 歳	
	放置者	(男・女) 年齢 歳 (被害者との関係) 父親・母親・その他 ()	
(男・女) 年齢 歳 (被害者との関係) 父親・母親・その他 ()			
発見時の状況等 (該当箇所に○を付け、必要に応じて補記願います。)	【車両の状況】 ・エンジンの稼働(有り 無し) ・エアコンの稼働(有り 無し) ・ドアの施錠(有り 無し) ・スモークフィルム(有り 無し) ・窓の状況(開いていた 少し開いていた 閉まっていた) ・その他の状況()		
	【行政当局への通報】 ・通報有り(警察 救急車) ・通報無し		
事案の概要 (発見に至る経緯、 発見時の様子、 発見後の対応、 保護者へ子どもを 引き渡した際の 言動、態度など) ※既に記載された 文書等があれば 本紙にそのまま 添付のうえ、送付 してください。	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		

様式 2(都府県方面組合用)

年 月 日

全日本遊技事業協同組合連合会
理事長 殿

〇〇県遊技業協同組合
理事長 〇〇〇〇〇

子どもの事故未然防止事案報告書について

別紙のとおり、傘下組合員ホールから子どもの事故未然防止事案報告書が届けられましたので送付いたします。

なお、感謝状の申請等については以下のとおりです。

感謝状の申請	申請する・申請しない(理由:)
	<p>※申請する場合</p> <p>宛 名:()</p> <p>○宛名記入例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人名、ホール名、氏名 ・法人名、ホール名 ・ホール名、氏名、 ・ホール名(氏名)のみ など
その他 (組合としての 対応等)	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

以上